平成２５年（フ）第１０５７号
広島市東区若草町６－９　302号、住民票上の住所広島市東区中山新町２丁目12番29号
破産者　日野　繁実
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８４号
広島市安佐南区沼田町大字吉山11693番地５
破産者　田尻　和也
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１６号
熊本県宇城市三角町波多677番地１、前住所熊本県宇城市三角町三角浦339番地
破産者　松尾　功二
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４号
北海道登別市新生町３丁目18番地１
破産者　国城　辰夫
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
北海道釧路郡釧路町桂木５丁目17番地　昴宿かつらぎ221号室、破産手続開始決定時の住所釧路市桜ケ岡４丁目２番12号
破産者　福本　文一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第２２９７号
横浜市中区本牧三之谷23番３―201号
破産者　中村　容通
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０６号
東京都八王子市散田町５丁目５番19号　川野ビル103号
破産者　荒矢　雄太
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８２７号
神奈川県高座郡寒川町岡田７丁目１番12―105号
破産者　倉橋　　博
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８２号
相模原市中央区共和２丁目５番14号　フローラ共和104号室
破産者　小池　　卓
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１９８号
金沢市窪２丁目128番地
破産者　清水　俊雅
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３０７号
金沢市松村２丁目200番地２、従前の住所金沢市金石本町ニ44番地１
破産者　麻井紅仁子こと　麻井　郁子
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７号
長野県千曲市上山田温泉３丁目14番地３　若林マンション202号
破産者　金子　智一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１２２号
長野県上田市下塩尻536番地８
破産者　勝俣　英明
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第１７号
岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積1125番地、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積581番地
破産者　杉山　武広
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
岐阜県大垣市貝曽根町232番地１
破産者　森　　好生
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０７号
静岡県焼津市与惣次260番地　ラフィネⅢ202号、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻3189番地の27
破産者　辻　　哲夫
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４３号
静岡市葵区天王町４番10―1010号
破産者　若松　昭男
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７８号
静岡県富士市瓜島町61番地　アーバン瓜島Ａ―202号
破産者　遠藤　隆一
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部